

一般財団法人栃木県教育福祉振興会運営規程施行細則

（目的）

第1条 一般財団法人栃木県教育福祉振興会運営規則（以下「運営規則」という。）第25条の規定に基づき、運営規則の施行について、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（会員台帳）

第2条 一般財団法人栃木県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）は、事務局に会員台帳を備えて、常に会員の状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の会員台帳は、振興会会員申告書（別紙様式第1号）（以下「申告書」という。）および申告書に基づき電子システムによって作成された会員情報をもって、これに代えることができる。

（異動報告）

第3条 会員は、申告内容に異動を生じたときは、申告書に異動内容を記入し、理事長に提出しなければならない。

（掛金の納入）

第4条 一般財団法人栃木県教育福祉振興会定款第37条第1項第2号および第4号に定める会員の給与支払者および会員は、毎月の末日までに、銀行口座振替または現金振込により振興会に納入しなければならない。

（端数の処理）

第5条 前条に定める掛金の額に、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（連絡員の委嘱）

第6条 一般財団法人栃木県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）は、振興会における事業を円滑に実施するため栃木県内公立学校および所属所に連絡員を委嘱する。

2 連絡員は、振興会事務局と会員をつなぐ役割を担い文書の配付ならびに問合せへの対応等の役割を担う。連絡員の職務については、別紙「連絡員の手引き」のとおりとする。

3 連絡員の任期は1年とするが、再任は妨げない。

4 栃木県内公立学校および所属所は、毎年4月に当該年度の連絡員を別記様式で報告する。

附 則

1 この細則は、振興会の設立登記の日から施行する。

2 財団法人栃木県教育福祉振興会運営規則施行細則(昭和61年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

令和 3 年 3 月 1 0 日 一部改正（第 4 条）

附 則

令和 5 年 2 月 2 2 日 一部改正（名称変更、第 1 条、第 2 条第 2 項（一部追加）、第 4 条、
第 6 条（追加））

ただし、令和 6 年 4 月 1 日施行とし、施行日までは、なお従前の例による。